

◎新潟県告示第948号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、二級河川の指定（昭和61年4月30日新潟県告示第1302号）を次のとおり変更する。

平成29年8月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 水系名 郷本川
- 2 河川名 荒巻川
- 3 変更に係る指定区間
左岸 長岡市荒巻字井田1388番地先
右岸 長岡市根小屋字中沢1009番1地先
以下小島谷川合流点に至る。
- 4 指定年月日
平成29年8月15日